証券コード　7317
２０２３年6月１４日
（電子提供措置の開始日　２０２３年6月7日）

株主各位

福井県大野市鍬掛第20号１番地２
株式会社松屋アールアンドディ
代表取締役社長ＣＥＯ　後藤　秀隆

第41回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第41回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第41回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト　https://www.matsuyard.co.jp/ir/

また、電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、銘柄名（会社名）又は証券コード(7317）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

本総会へのご出席につきましては、開催日当日における新型コロナウイルス感染状況やご自身の体調等を勘案のうえ、慎重にご判断いただきますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年６月28日（水曜日）午後５時30分までに到着するよう議決権行使書面を送付いただきますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　　2023年６月29日（木曜日）午前10時（受付開始　午前９時）
２．場　　所　　福井市中央１丁目２番１号　ハピリン　３階ハピリンホール

3．目的事項

報告事項

1．第41期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2．第41期（2022年４月１日から2023年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金の配当の件

第２号議案　資本金の額の減少の件

第３号議案　取締役４名選任の件

第４号議案　監査役３名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

事　業　報　告

（2022年４月１日から
2023年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

①　全般的状況

当連結会計年度における我が国経済は、度重なる新型コロナウイルス感染症拡大の波がようやく落ち着き、各種制限が緩和されたことにより消費活動が正常化するとともに、緩やかな景気持ち直しの動きがみられました。一方でウクライナ情勢の長期化によるエネルギー価格の高止まりや原材料価格の高騰並びに世界的な金融引き締めに起因する景気の下振れリスク等、先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループにおいては、中国における断続的なロックダウンや世界的な半導体不足により血圧計腕帯、エアバッグ、カーシート等の生産に影響を受けたものの、年度後半より徐々に生産が回復してきました。また、縫製自動機では、顧客メーカーのインドでの生産工場拡張に伴い、大口の受注が増加したことにより、売上が堅調に推移しました。

そのほか、リハビリロボット関係では脳梗塞リハビリ用ロボットの貸出しを行い、使用感についてのヒアリングや安全面の確認を行うとともに、本格的営業活動に向けた情報発信として、展示会への出展やリハビリ医学会学術誌に製品紹介の記事掲載などの活動を行いました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高7,164,225千円（前年同期比27.0％増）、営業利益611,769千円（同72.2％増）、経常利益675,221千円（同65.2％増）、親会社株主に帰属する当期純利益は425,702千円（同157.5％増）となりました。

② 事業部門別状況

A）メディカルヘルスケア事業部門

メディカルヘルスケア事業につきましては、血圧計腕帯において中国での新型コロナウイルス感染症拡大の影響によるロックダウンや世界的半導体不足の影響を受けたものの、下期に入り受注が回復したことにより、売上高・セグメント利益共に前期を上回りました。

以上の結果、売上高は5,134,404千円（前年同期比19.3％増）、セグメント利益は1,221,117千円（前年同期比27.2%増）となりました。

B）セイフティシステム事業部門

セイフティシステム事業につきましては、カーシートでは国内自動車メーカーの一部で半導体不足による工場稼働停止の影響を受けましたが、エアバッグでは、インド向けに大型レーザー裁断機やベトナム向けに自動機を納入するとともに、Matsuya R&D(Vietnam)co.,Ltd.において新規得意先向けのエアバッグ生産が開始されました。

以上の結果、売上高は2,006,210千円（前年同期比55.6％増）、セグメント損失は349,495千円（前年同期セグメント損失は330,190千円）となりました。

C）その他事業部門

その他事業につきましては、家具・インテリア関連メーカーを中心に縫製自動機を販売し、売上高は23,611千円（前年同期比51.7％減）、セグメント利益は2,165千円（前年同期セグメント損失は8,033千円）となりました。

事業の部門別売上高

事　業　別	売　上　高	構成比
メディカルヘルスケア事業	5,134,404千円	71.7%
セイフティシステム事業	2,006,210千円	28.0%
そ　の　他　事　業	23,611千円	0.3%
合　　計	7,164,225千円	100.0%

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は、1,888,810千円であり、その主なものは、連結子会社であるMatsuya R&D（Vietnam）Co.,Ltd.においての新工場建設や生産能力の増強を目的とした製造設備投資などであります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資及び運転資金は、自己資金及び金融機関からの借入金によりまかなっております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染症の分類が５類に引き下げられたこともあり、経済活動が活性化し緩やかな景気持ち直しの動きが続くと見込んでおります。

このような環境の中、当社グループは、以下の経営理念のもと、長年培ってきた開発力・技術力を基盤として、優れた品質の製品を安定供給することにより、顧客満足度の向上を図るとともに、取引先・協力会社・地域社会・投資家の皆様方と従業員からの信頼と期待に応えられる企業を目指してまいります。

〔経営理念〕

Safety & Medical Healthcareを通して科学技術の向上を図り人類に貢献する。

上記の経営理念をもとに当社としましては、人々の健康志向に対する関心や健康器具への需要は高まっており、縫製機器の自動化が日々進化していく中で、裁断から縫製までの工程を揃える最先端の技術と特許を生かした製品を提供し、顧客の生産力向上に貢献できることと考えております。

当社は事業環境の変化に柔軟に対応し、事業基盤を一層拡大していくため、以下の課題に取り組んでまいります。

① 研究開発力の強化

当社グループ各事業の持続的発展のためには、技術競争力に裏打ちされた様々な研究開発が必須であります。当社グループが縫製品の自動化に携わること30年以上、様々な顧客（メーカー等）のニーズに対応するべく、３D縫製用の双腕ロボットによる縫製自動機、エアバッグ用２ヘッド自動縫製ステーション及びエアバッグ用新型リニア式レーザー裁断機等の高い水準の技術及び知識の蓄積を行ってきました。これまで培った技術競争力を活かすとともに、ベトナムに設置したMATSUYA INNOVATION CENTER（MIC）が中心となって自動化、省力化のための縫製技術を備えた製品開発を推し進め、更には次世代技術（AI搭載の縫製自動機等）の研究開発も進めると同時に技術者の育成にも努めてまいります。

② 生産体制・生産能力の強化

当社グループの属する市場は日々変化しております。こうした市場環境の変化に柔軟に対応した製品を常に供給できるよう、開発パートナーの開拓と協力関係の強化や、積極的な採用活動と社内教育体制の強化などを行い、生産体制の構築・強化を進めてまいります。また、製造工程における新たな縫製自動機などの導入も順次検討し、更なる生産能力の強化を図ってまいります。

③　品質の向上

当社グループが掲げている経営理念「Safety & Medical Healthcareを通して科学技術の向上を図り人類に貢献する。」のもと、当社グループによって生産された製品は最終ユーザーである個人の人命に係わる製品が多くあります。

現在ISO9001及びIATF16949を取得し、品質の管理・徹底を継続的に図っておりますが、今後は更なる製品品質の向上と顧客満足度の向上を保証する品質管理体制の強化を継続するとともに、当社グループ各部門の連携をより強化することで、当社グループ全体の品質レベルを向上してまいります。

④　新しい販路及び取引先の拡大

当社グループは、これまで特定の取引先との取引の依存度が高い状態にありましたが、当該状況を解消すべく取引先の増加に取り組んでまいりました。その結果、一定の成果を得るに至りましたが、更なる基盤の構築に向けて新規案件・新規顧客を獲得していくことが課題と認識しております。そのため、当社グループでは、既存取引先との取引拡大に加え、人材採用・育成体制の整備等により営業体制の強化を進め、新しい販路の開拓等、様々な取引先増加に向けた施策を実行してまいります。

⑤　営業力の強化

日々変化する市場環境に対応するために、適切な判断と迅速な行動を兼ね備えた営業力の強化が必要であると考えております。今後、海外市場で大きな需要が見込まれることから、優秀な人材の継続的な採用活動を行うとともに、社内教育・育成を進め、海外での営業力の強化にも努めてまいります。

⑥　収益力の強化

収益力の強化のためには、各種コストの低減が重要課題の一つと認識しており、最適な調達体制・生産体制を構築する必要があります。そのために、生産技術力の向上による生産効率の良い生産体制を構築し、各種コストの低減に取り組んでまいります。

⑦　人材確保・育成

現在、当社グループの保有する生産技術を次の世代に確実に継承するだけでなく、今後の当社グループの事業の中核を担う人材の確保と育成が急務であると考えております。それに合わせて、従業員の実績を適切に評価できる人事評価体制を整備し、経営環境の変化に対応できる人材教育体制の構築に取り組んでまいります。

⑧　財務基盤の改善

当社グループは、事業の拡大に伴う設備投資資金を、主として金融機関からの借入により調達してきたことから、有利子負債が増加傾向にあります。このため、経営基盤の強化を図るべく、財務体質の改善が急務であると認識しておりますが、有利子負債の圧縮と自己資本比率の向上に努めることで、より健全性の高い企業経営を目指してまいります。

⑨　内部管理体制の強化

当社グループは、企業価値向上のためにはコンプライアンスの徹底が必要不可欠であると考えております。

このため、会社法、金融商品取引法及びその他法令を遵守するコンプライアンス体制を継続して強化していくとともに、内部牽制が機能する管理体制を構築することで、株主や取引先など、すべてのステークホルダーの信頼に応える組織を目指してまいります。

また、これらの管理体制を継続的に維持するため、毎年全役職員を対象にコンプライアンス研修を実施してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区分	第38期	第39期	第40期	第41期
	2020年３月期	2021年３月期	2022年３月期	2023年３月期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	8,631,168	7,269,855	5,640,337	7,164,225
経常利益 (千円)	380,826	830,907	408,678	675,221
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	223,041	568,581	165,297	425,702
１株当たり当期純利益 (円)	49.56	109.83	31.42	80.67
総資産 (千円)	5,054,022	6,204,553	6,889,184	8,743,538
純資産 (千円)	2,002,527	2,800,275	3,237,707	3,775,147

(注) １．「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　2020年３月31日) 等を第40期の期首から適用しており、第39期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。
２．当社は2021年10月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。
「１株当たり当期純利益」は第38期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

区分	第38期	第39期	第40期	第41期
	2020年３月期	2021年３月期	2022年３月期	2023年３月期 (当事業年度)
売上高 (千円)	2,324,725	3,935,271	2,449,090	2,991,999
経常利益 (△経常損失) (千円)	77,740	672,700	30,830	△68,135
当期純利益(△純損失) (千円)	20,382	469,484	△4,151	△320,068
１株当たり当期純利益(△純損失) (円)	4.53	90.69	△0.79	△60.65
総資産 (千円)	1,902,086	3,139,710	3,061,771	4,084,582
純資産 (千円)	567,217	1,328,279	1,341,635	1,001,497

(注) １．「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号　2020年３月31日) 等を第40期の期首から適用しており、第39期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。
２．当社は2021年10月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行っております。
「１株当たり当期純利益」は第38期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率(%)	主要な事業内容
瑪茨雅商貿（上海）有限公司	1 百万元	100.0	縫製自動機の販売等 血圧計腕帯部材の販売
Matsuya R&D（Vietnam）Co., Ltd.	289,418 百万ドン	100.0	血圧計腕帯の製造・販売 カーシートの製造・販売 エアバッグの製造・販売 その他製品の製造・販売
Matsuya R&D（Myanmar）Co., Ltd.	217 万米ドル	100.0	血圧計腕帯の製造
タカハター株式会社	1 百万円	100.0	カーシートの製造・販売 その他製品の製造・販売

(7) 主要な事業内容

セグメントの名称	主要製品
メディカルヘルスケア事業	メディカルヘルスケア関連向け裁断機及び縫製自動機の開発・製造・販売等 リハビリ用及び医療用ロボットの販売 血圧計腕帯の製造・販売 防護服の製造・販売 生産管理システムソフトの開発・製造・販売等
セイフティシステム事業	自動車安全部品向け裁断機及び縫製自動機の開発・製造・販売等 ３D縫製自動機の開発・製造・販売等 カーシートの製造・販売 エアバッグの製造・販売 生産管理システムソフトの開発・製造・販売等 ドローン用エアバッグシステムソフトの開発・製造・販売等 その他製品の製造・販売
その他事業	その他（家具など）業界向け裁断機及び縫製自動機の開発・製造・販売等 その他縫製品の製造・販売

(8) 主要な営業所及び工場

当　　社	本社・工場	株式会社松屋アールアンドディ（福井県大野市）
	事　務　所	株式会社松屋アールアンドディ（福井県福井市）
子会社	日　　本	タカハター株式会社（宮城県栗原市）
	海　　外	瑪茨雅商易（上海）有限公司（中華人民共和国上海市）
		Matsuya R&D（Vietnam）Co., Ltd.（ベトナム社会主義共和国ドンナイ省）
		Matsuya R&D（Myanmar）Co., Ltd.（ミャンマー連邦共和国ヤンゴン市）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従　業　員　数	前連結会計年度末比増減
1,383名	59名減

（注）従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（嘱託社員及びパートタイマーを含み、人材会社からの派遣社員を除く。）は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
39名	－	48.3歳	11.8年

（注）従業員数には、臨時従業員（パートタイマー、嘱託社員）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	1,870,000 千円
株式会社七十七銀行	322,000 千円
株式会社北陸銀行	153,372 千円
株式会社三菱UFJ銀行	100,000 千円
株式会社みずほ銀行	100,000 千円

(注) 当社グループにおいては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と貸出コミットメント契約を締結しております。当期末における貸出コミットメントに係る借入金未実行残高等は以下のとおりであります。

当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	4,130,000千円
借入実行残高	2,570,000千円
差引額	1,560,000千円

2．会社の株式に関する事項（2023年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　　普通株式　18,000,000株

（2）発行済株式の総数　　普通株式　5,281,622株　（自己株式178株を除く。）

（3）株主数　　1,573名

（4）大株主

株主名	持株数	持株比率
後藤倫啓	900,000株	17.04%
後藤匡啓	900,000株	17.04%
オムロンヘルスケア株式会社	723,500株	13.70%
ゴトウホールディング株式会社	500,000株	9.47%
後藤秀隆	470,000株	8.90%
前田工繊株式会社	200,000株	3.79%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	114,700株	2.17%
JP JPMSE LUX RE BARCLAYS CAPITAL SEC LTD EQ CO	102,800株	1.95%
栗本英有	100,000株	1.89%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	85,896株	1.63%

（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、当社の取締役（社外取締役を含む。）に当社の企業価値向上の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

取締役、その他の役員に交付した株式の区分別合計

区分	株式数（株）	交付対象者数（人）
取締役（社外取締役を除く）	2,000	2
社外取締役	100	1
監査役	－	－

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第１回新株予約権
発行決議日		2019年３月28日
新株予約権の数		320個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式　　32,000 株 (新株予約権１個につき　100 株)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		１個当たり85,000円 (１株当たり850円)
行使の条件		(1) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、継続して当社又は当社子会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、取締役又は監査役が任期満了により退任した場合、従業員が定年で退職した場合、又は当社取締役会にてその他正当な理由があると承認した場合は、この限りではない。 (2) 新株予約権者は、新株予約権の行使時において、新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内の証券取引所に上場している場合に限り行使できるものとする。 (3) 新株予約権者が死亡した場合は、相続人はこれを行使できないものとする。 (4) その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
新株予約権の行使期間		2021年３月29日から 2029年３月28日
役員の保有状況	取締役	新株予約権の数　　180個 目的となる株式数　18,000株 保有者数　　２名
	社外取締役	新株予約権の数　　－個 目的となる株式数　　－株 保有者数　　－名
	監査役	新株予約権の数　　－個 目的となる株式数　　－株 保有者数　　－名

（注）2021年９月３日開催の取締役会決議により、2021年10月１日付で普通株式１株につき２株の割合で株式分割を行いました。これにより新株予約権の目的となる株式の数が16,000株から32,000株に変更になっております。また、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額も１個当たり170,000円から85,000円に変更になっております。

（2）当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

（3）その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
後藤秀隆	代表取締役 社長ＣＥＯ	瑪茨雅商貿（上海）有限公司　董事長 Matsuya R&D（Vietnam）Co.,Ltd.　会長 Matsuya R&D（Myanmar）Co.,Ltd.　代表取締役 タカハター株式会社　代表取締役社長
中野雅史	代表取締役 副社長ＣＯＯ	
松川浩一	常務取締役ＣＦＯ 経営管理部長	タカハター株式会社　取締役
佐々木　豊	取締役	株式会社ビザライト　代表取締役 株式会社ビザライトワークス　代表取締役 株式会社トラース・オン・プロダクト 社外取締役（監査等委員） 株式会社ブーリアン　社外取締役
田中正一	常勤監査役	
錦見光弘	監査役	錦見光弘公認会計士事務所　代表 株式会社セントウルコンセプト　代表取締役 株式会社イートアンドホールディングス 社外取締役（監査等委員） Matsuya R&D（Vietnam）Co.,Ltd.　監査役
漆間圭吾	監査役	九頭竜法律事務所

（注）1．取締役　佐々木豊氏は社外取締役、監査役　田中正一氏、錦見光弘氏及び漆間圭吾氏は、社外監査役であります。
2．当社は、取締役　佐々木豊氏、監査役　田中正一氏、錦見光弘氏及び漆間圭吾氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3．社外監査役田中正一氏は、金融機関における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
4．社外監査役錦見光弘氏は、公認会計士・税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
5．社外監査役漆間圭吾氏は、弁護士としての資格を有しており、法律に関する相当程度の知見を有する者であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項に基づき、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）及び監査役との間において、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役であるものを除く。）及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

① 被保険者の範囲

当社及び当社のすべての子会社の取締役及び監査役

② 保険契約の内容の概要

被保険者が①の役員としての業務につき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償するものです。ただし、法令違反であることを認識して行った行為の場合等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、役位、キャリア、経営責任の度合い等に基づき、代表取締役社長ＣＥＯ後藤秀隆が原案を提出し、社外取締役及び社外監査役による意見を踏まえた上で取締役会において決定されております。取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬のみで構成され、各監査役の報酬額は、監査役の協議によって決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役及び監査役の年額報酬総額の限度額は、2015年11月27日開催の臨時株主総会において、取締役は年額200百万円以内（うち社外取締役30百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）、監査役においては年額30百万円以内と決議いただいております。

当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は４名（うち社外取締役０名）、監査役の員数は１名であります。

また、上記報酬枠とは別枠で、2021年６月29日開催の定時株主総会において、取締役に対する株式報酬の総額を年額30百万円以内（うち社外取締役５百万円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は４名（うち社外取締役１名）、監査役の員数は３名であります。

③　取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	90,227千円 (5,724千円)	89,400千円 (5,400千円)	－千円 (－千円)	827千円) (324千円)	4名 (1名)
監査役 (うち社外監査役)	11,280千円 (11,280千円)	11,280千円 (11,280千円)	－千円 (－千円)	－千円 (－千円)	3名 (3名)
合　　計	101,507千円 (17,004千円)	100,680千円 (16,680千円)	－千円 (－千円)	827千円 (324千円)	7名 (4名)

(注) 非金銭報酬等として取締役に対して譲渡制限付株式報酬を交付しております。当該株式報酬の内容及びその交付状況は「2．会社の株式に関する事項」に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社との関係

「4．会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社との間に特記すべき関係はありません。

②　当事業年度における主な活動状況

ⅰ　取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

氏　　名	地　　位	取締役会出席	主　な　活　動　状　況
佐々木　豊	社外取締役	取締役会 20回中19回	企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を活かすとともに、グローバル経営の視点から経営全般にわたり意見を述べるなど、種々発言を行っております。
田中　正一	社外監査役	取締役会 20回中20回 監査役会 12回中12回	出身分野である金融機関を通じて培った知識・見地から、有益な発言を適宜行っております。
錦見　光弘	社外監査役	取締役会20回中20回 監査役会12回中12回	公認会計士として培ってきた豊富な経験、見地から、取締役会及び監査役会において有益な発言を適宜行っております。
漆間　圭吾	社外監査役	取締役会 20回中20回 監査役会 12回中12回	弁護士としての専門的知識に基づき、取締役会及び監査役会において有益な発言を適宜行っております。

ⅱ　社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

社外取締役である佐々木豊氏は、複数の企業の代表取締役や社外取締役を務めており、これまでの実績を踏まえた経営的視点から助言、発言等を行っております。同氏は取締役会において投資案件における自身の経験からの留意点などを説明するなど、経験豊富な経営者としての見地から企業価値向上に貢献しております。

5．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

三優監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額
23,400千円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
23,400千円

(注) 1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．取締役会が提案した会計監査人に対する報酬に関して、会社法第399条第１項の規定に基づき監査役会にて審議いたしました。その結果、監査内容に対して、提案された報酬水準が監査品質の維持に問題ない金額であること等を確認し、総合的に判断のうえ同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

① 会計監査人が会社法第340条第１項の各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

② 会計監査人が会社法第337条第３項に定める欠格事由に該当するなど、当社の会計監査人としての資格が欠如する場合や、業務執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案して再任しないことが適切であると判断した場合には、監査役会は監査役会の決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

6． 会社の体制及び方針

（1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

① 職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の運用状況

当社グループは事業活動における法令・企業倫理・社内規則等を遵守し、併せて企業不祥事の撲滅を目指すため、当社グループ全体でコンプライアンス体制を構築しております。また、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しており、業務全般について、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続き及び内容の妥当性等について定期的に内部監査を実施し、代表取締役社長に対してその報告を行っております。さらに、内部通報制度（ホットライン）を設け、公益通報者保護法への対応と企業不祥事の未然防止に取り組んでおります。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は文書管理規程に基づき、文書事務の組織的かつ効率的な運営を図っております。また、取締役は取締役会議事録、株主総会議事録、稟議書など取締役の職務の執行に係る重要文書を、文書管理規程の定めるところに従い、適切に保存し、かつ管理しております。

③ 損失の危険に関する規程その他の体制

当社グループでは経済的損失、事業の中断・停止、信用・ブランドイメージの失墜をもたらし、当社の経営理念、経営目標、経営戦略の達成を阻害する様々なリスクについて、「リスク管理規程」を制定し、各事業部及び子会社から洗い出されたリスクについて、適宜報告を受ける体制を整備しております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の運用状況

当社は取締役会を原則として月１回開催し、意思決定の迅速化、機動的経営の実行を図るべく、重要事項の決定を行っております。なお、当社グループ全体の事業年度計画を策定するとともに、組織、職務、権限等の規則を整備し、効率的な業務執行が行われるように努めております。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

関係会社についても、当社グループ全体でコンプライアンス体制を構築し、その徹底を図っております。また、関係会社の業務の適正を判断するため、「関係会社管理規程」を定めており、全般的な管理方針及び諸手続、指導、育成、協力を促進して、企業グループとしてその健全な発展と経営効率の向上を図り、適正な業務の運営を維持します。

⑥　監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項並びにその使用人の他の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くことができます。なお、その使用人が監査業務の補助を行う場合は、指揮・命令・監督権は監査役会に移譲されたものとし、他の取締役からの独立性を確保いたします。

⑦　当社グループの役員及び使用人が監査役会に報告をするための体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの役員及び使用人は、監査役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行い、法令、定款及び社内規程、その他重要な倫理に違反したと認められる行為を発見した場合には、当社ホットライン等内部通報制度を通じて、監査役に報告します。なお、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底しております。

⑧　その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会に出席するとともに、取締役からの職務執行状況の報告聴取、現業部門等への往査、関係会社への訪問調査など厳正に監査を実施いたします。また、代表取締役社長と定期的に意見交換会を開催いたします。

⑨　反社会的勢力排除に向けた体制

当社グループは、「反社会的勢力対応に関する基本方針」において、公正で健全な経営及び事業活動を行うため、いかなる場合においても、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、断固として反社会的勢力との関係を遮断し、排除することを定めております。また、反社会的勢力から不当な要求が発生した場合には、代表取締役社長以下組織全体として対応するとともに、所轄警察・警視庁管内特殊暴力防止対策連合会・顧問弁護士等の外部専門機関と連携を図り、毅然とした対応を行ってまいります。

⑩　財務報告の適正性を確保するための体制

当社グループは、「出資者・資金提供者の理解と支持」の行動規範の下、子会社を含めグループ一丸となって、財務報告の適正性を確保するため、財務報告に係わる内部統制の体制整備と強化を図っております。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況については下記のとおりとなります。

ⅰ　取締役会の職務執行

当社は、「取締役会規程」に基づき、原則として月１回の取締役会を開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要な事項の決議を行うとともに、取締役の職務執行の監督を行っております。また、社外取締役１名を選任し、取締役会における当社取締役の職務執行の監督機能を強化しております。

なお、当事業年度においては、取締役会を20回開催しております。

ⅱ　監査役会の監査

監査役会を構成する３名の監査役は、取締役会に出席するとともに、取締役からの職務執行状況の報告聴取、現業部門等への往査、関係会社への訪問調査などを実施し、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携を取り、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

ⅲ　コンプライアンス体制の強化・推進

当社は、コンプライアンス規程に基づき、国内外法令及び社内規程を遵守し、社内規範を尊重した節度と良識ある行動を徹底させることを目的に、コンプライアンス委員会を原則として四半期に１回開催し、コンプライアンスに係る重要事項を審議しております。また、内部通報制度（ホットライン）を設け、公益通報者保護法への対応と企業不祥事の未然防止に取り組んでおります。

ⅳ　内部監査室の監査

内部監査室は、当社各部署及び当社グループ各社が、業務全般について、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続き及び内容の妥当性等について、書類の閲覧及びヒアリング等を通じて監査を実施しております。内部監査室はこれらの監査結果について、取締役会において報告を行っております。

(2) 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけており、株主総会を決定機関として年１回の期末配当を基本方針としております。また、取締役会決議により、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

① 当期の期末配当金につきましては、１株当たりの年間配当金を５円とさせていただきたいと存じます。

② 内部留保につきましては、当社は、引き続き成長期にあるとの認識から、内部留保を充実させ、成長分野への投資等に有効活用し、企業価値を高めることを最優先とすることを基本方針としております。

③ 自己株式の処分・活用につきましては、当社成長発展のためのより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をしてまいります。

（注）本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2023年３月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**6,242,647**	**流動負債**	**4,420,292**
現金及び預金	2,343,950	支払手形及び買掛金	438,313
売掛金	1,201,614	電子記録債務	147,879
契約資産	144,285	短期借入金	2,570,000
電子記録債権	5,491	1年内返済予定の長期借入金	20,412
商品及び製品	737,941	リース債務	195,147
仕掛品	303,742	未払金	789,812
原材料及び貯蔵品	1,283,130	未払法人税等	148,967
その他	222,491	契約負債	15,338
固定資産	**2,500,891**	賞与引当金	29,975
有形固定資産	**2,398,882**	その他	64,445
建物及び構築物	165,181	**固定負債**	**548,098**
機械装置及び運搬具	73,087	長期借入金	28,160
土地	117,920	退職給付に係る負債	125,547
リース資産	223,405	リース債務	273,217
使用権資産	176,023	繰延税金負債	7,399
建設仮勘定	1,609,029	その他	113,774
その他	34,234	**負債合計**	**4,968,391**
無形固定資産	**4,645**	**(純資産の部)**	
投資その他の資産	**97,362**	**株主資本**	**3,577,590**
繰延税金資産	16,434	**資本金**	**308,772**
その他	80,928	**資本剰余金**	**201,124**
		利益剰余金	**3,068,172**
		自己株式	**△479**
		その他の包括利益累計額	**197,556**
		為替換算調整勘定	**197,556**
		純資産合計	**3,775,147**
資産合計	**8,743,538**	**負債及び純資産合計**	**8,743,538**

連結損益計算書

（自　2022年４月１日
至　2023年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		7,164,225
売上原価		5,705,789
売上総利益		**1,458,436**
販売費及び一般管理費		846,667
営業利益		**611,769**
営業外収益		
受取利息	9,009	
受取配当金	0	
為替差益	74,360	
補助金収入	22,114	
その他	4,179	109,665
営業外費用		
支払利息	43,664	
その他	2,548	46,212
経常利益		**675,221**
特別損失		
固定資産除却損	3,861	3,861
税金等調整前当期純利益		**671,360**
法人税、住民税及び事業税	239,555	
法人税等調整額	6,102	245,657
当期純利益		**425,702**
親会社株主に帰属する当期純利益		**425,702**

連結株主資本等変動計算書

（自　2022年４月１日
至　2023年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2022年４月１日残高	305,619	197,971	2,668,845	△479
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	3,153	3,153	－	－
剰余金の配当	－	－	△26,376	－
親会社株主に帰属する当期純利益			425,702	－
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）				－
連結会計年度中の変動額合計	3,153	3,153	399,326	－
2023年３月31日残高	308,772	201,124	3,068,172	△479

	株主資本	その他の包括利益累計額		純資産合計
	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
2022年４月１日残高	3,171,957	65,750	65,750	3,237,707
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	6,306	－	－	6,306
剰余金の配当	△26,376	－	－	△26,376
親会社株主に帰属する当期純利益	425,702			425,702
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	－	131,806	131,806	131,806
連結会計年度中の変動額合計	405,633	131,806	131,806	537,439
2023年３月31日残高	3,577,590	197,556	197,556	3,775,147

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数　　4社

連結子会社の名称

Matsuya R&D（Vietnam）Co.,Ltd.

瑪茨雅商貿（上海）有限公司

Matsuya R&D（Myanmar）Co.,Ltd.

タカハター株式会社

② 連結子会社の事業年度等に関する事項

会社名	決算日
Matsuya R&D（Vietnam）Co.,Ltd.	12月31日＊1
瑪茨雅商貿（上海）有限公司	12月31日＊2
Matsuya R&D（Myanmar）Co.,Ltd.	3月31日
タカハター株式会社	3月31日

＊1：連結決算日現在で仮決算を実施しております。

＊2：連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整が行われております。

(2) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

ⅰ　商品・原材料・貯蔵品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

なお、商品及び原材料の一部については先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

ⅱ　製品・仕掛品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

なお、製品及び仕掛品の一部については、個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ⅰ 有形固定資産（リース資産・使用権資産を除く）

主として当社及び国内連結子会社は定率法、在外連結子会社は定額法を採用しております。ただし、当社及び国内連結子会社における1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　　２～50年

機械装置及び運搬具　　２～20年

ⅱ 無形固定資産（リース資産・使用権資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

ⅲ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ⅳ 使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

なお、在外連結子会社については、国際財務報告基準に基づき計算書類を作成しておりますが、IFRS第16号「リース」を適用しております。これにより、リースの借手については、原則としてすべてのリースを貸借対照表に資産及び負債として計上しております。

③ 重要な引当金の計上基準

ⅰ 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

ⅱ 受注損失引当金

受注契約に係る案件のうち、当連結会計年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失に備えるため、その損失見積額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

ⅰ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

ⅱ 収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。

a 一時点で充足される履行義務

当社グループでは、主に縫製品の販売及び縫製自動機の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については顧客に商品及び製品をそれぞれ引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、出荷時から商品及び製品の支配が顧客に移転する期間が通常の期間である場合における商品及び製品の販売については、出荷時に収益を認識しております。

b 有償受給取引に係る収益認識

顧客から原材料等を仕入れ、加工を行った上で当該顧客に販売する有償受給取引において、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識しております。

c 有償支給取引に係る収益認識

買い戻す義務を負っていない有償支給取引について、収益認識適用指針第104項及び第179項より、支給品の消滅を認識した上で支給品の譲渡に係る収益を認識せず、「有償支給取引に係る負債」として負債を認識しております。

d 一定の期間にわたり充足される履行義務

顧客との契約により他に転用できない財又はサービスを提供する場合において、受注から検収までに長期間を要する場合には、財又はサービスの履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した製造原価が、予想される製造原価の合計に占める割合に基づいて行っております。契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができませんが、発生費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。ただし、収益認識適用指針第95項及び第98項に定める代替的な取扱いを適用し、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

ⅲ 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2．会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性のあるものは、以下のとおりです。

・一定期間にわたり計上する収益

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

履行義務の充足に係る進捗度に応じて認識する収益　561,592千円

（うち当連結会計年度期末時点において履行義務を完全に充足していない収益　255,253千円）

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループでは、裁断・縫製工程を自動化し、省人化・省熟化を目的として縫製自動機の開発・製造・販売を行っており、顧客との間で多数の受注契約を締結しています。この中には、１件当たりの製造総原価が多額となり、かつ自動縫製技術等に関連した新たな設計、製造方法及び特殊な調整を必要とする場合には個別性が強く製造総原価の見積りに高度な判断を伴う案件が存在します。

「１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　(2)会計方針に関する事項」に記載のとおり、顧客との契約により他に転用できない財又はサービスを提供する場合において、受注から検収までに長期間を要する場合には、財又はサービスの履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しており、当該履行義務の充足に係る進捗度は、当該案件において当連結会計年度末までに発生した製造原価が予想される製造原価の合計に占める割合により見積っております。

したがって、履行義務の充足に係る進捗度に応じて認識する収益のうち、当連結会計年度末時点において履行義務を完全に充足していない収益の金額は、予想される製造原価の合計額の見積りを基礎としているため、不確実性を伴います。

予想される製造原価の合計額は、当連結会計年度末までに実際に発生している製造原価に、当連結会計年度以降に追加で発生すると見込まれる追加原価を加えて見積もられますが、当社における追加原価の見積りには、主として以下の仮定が含まれております。

ⅰ 個々の案件ごとに、連結会計年度末日の翌日から縫製自動機の検収が完了するまでに必要な材料費、外注費及び労務費を見積っております。なお、労務費については、個々の案件ごとに追加で必要な作業時間を見積もり、当該作業時間に時間当たりの労務費単価を乗じる方法によっております。

ⅱ 個々の案件ごとに仕様変更や設置場所の変更等が見込まれる場合には、当連結会計年度末時点において入手しうる最善の情報に基づき必要な調整を行っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当連結会計年度以降に追加で発生すると見込まれる追加原価の見積りは、当連結会計年度末時点において入手しうる最善の情報に基づいておりますが、当連結会計年度末時点における想定を超えて縫製自動機の開発･製造に時間を要し作業時間が大幅に増加した場合や、開発･製造の過程で発見された不具合を修正するために仕様変更等が必要となり、追加で多額の材料費や外注費等が発生した場合などには、翌連結会計年度の履行義務の充足に係る進捗度に応じて認識する収益の金額に重要な影響を与える可能性があります。

3．連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物及び構築物	47,787千円

② 担保に係る債務

短期借入金	200,000千円
1年内返済予定の長期借入金	17,412千円
長期借入金	9,160千円
計	226,572千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

1,517,074千円

4．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,281,800株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額（円)	基準日	効力発生日
2022年6月29日定時株主総会	普通株式	26,376	5.00	2022年3月31日	2022年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額（円)	基準日	効力発生日
2023年6月29日定時株主総会	普通株式	26,408	利益剰余金	5.00	2023年3月31日	2023年6月30日

(3) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 119,600株

5．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等を中心とし、また、資金調達については銀行借入金による方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されています。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、すべてが１年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されています。

借入金の使途は運転資金（主として短期）及び設備投資資金（長期）であります。

なお、当社は、デリバティブ取引は原則として行っておりません。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

ⅰ 信用リスクの管理

営業債権については、顧客に対して与信限度額を定めるとともに、回収方法として前受金の取得を取り入れることなどでリスク対策を実施しております。また、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を定期的に把握しております。

ⅱ 市場リスクの管理

外貨建ての営業債権債務については、為替リスク軽減のための為替予約を検討しているものの未だ実施には至っておりませんが、為替相場の継続的なモニタリングは実施しております。

ⅲ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき経営管理部財務課が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより管理しております。

ⅳ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場性がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2023年３月31日（当連結会計年度の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、現金及び預金、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払金については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 長期借入金 （１年内返済予定含む）	48,572	48,511	△60
(2) リース債務 （１年内返済予定含む）	468,364	468,253	△110
負債計	516,936	516,765	△171

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品）

当連結会計年度(2023年３月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
(1) 長期借入金 （１年内返済予定含む）	－	48,511	－	48,511
(2) リース債務 （１年内返済予定含む）	－	468,253	－	468,253
負債計	－	516,765	－	516,765

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金、リース債務

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

6．収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループはメディカルヘルスケア事業及びセイフティシステム事業並びにその他事業を営んでおり、各事業における収益を、財又はサービスの種類別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	メディカルヘルスケア	セイフティシステム	その他	
売上高				
縫製自動機	12,256	601,095	16,196	629,549
血圧計腕帯	5,092,731	－	－	5,092,731
カーシート	－	866,430	－	866,430
エアバッグ	－	514,421	－	514,421
その他	29,416	24,262	7,414	61,093
顧客との契約から生じる収益	5,134,404	2,006,210	23,611	7,164,225
外部顧客への売上高	5,134,404	2,006,210	23,611	7,164,225

各事業における財又はサービスの収益認識の時期別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	メディカルヘルスケア	セイフティシステム	その他	
売上高				
一時点で移転される財	5,134,404	1,454,524	13,704	6,602,632
一定期間にわたり移転される財	－	551,685	9,907	561,592
顧客との契約から生じる収益	5,134,404	2,006,210	23,611	7,164,225
外部顧客への売上高	5,134,404	2,006,210	23,611	7,164,225

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（2）会計方針に関する事項 ④その他連結計算書類の作成のための重要な事項　ii　収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

(3) 当連結会計年度末において顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

①契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	1,346,726	1,207,106
契約資産	21,252	144,285
契約負債	30,034	15,338

②残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が１年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

７．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　714円77銭

１株当たり当期純利益　80円67銭

８．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸　借　対　照　表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
流動資産	**1,741,088**	**流動負債**	**2,800,474**
現金及び預金	913,475	支払手形	6,517
売掛金	231,424	買掛金	187,466
契約資産	144,448	電子記録債務	147,879
電子記録債権	5,491	リース債務	12,011
商品及び製品	32,240	短期借入金	2,270,000
仕掛品	122,387	1年内返済予定の長期借入金	17,412
原材料及び貯蔵品	143,481	未払金	27,635
前払費用	15,968	未払費用	26,793
未収入金	126,642	未払法人税等	73,178
繰延税金資産	5,526	契約負債	15,338
固定資産	**2,343,494**	預り金	3,707
有形固定資産	**242,655**	賞与引当金	12,275
建物	48,281	その他	258
構築物	504	**固定負債**	**282,611**
機械装置	26,704	長期借入金	9,160
車両運搬具	879	リース債務	137,891
工具器具備品	11,345	退職給付引当金	83,859
リース資産	144,438	その他	51,700
建設仮勘定	10,500	**負債合計**	**3,083,085**
無形固定資産	**2,237**	**(純資産の部)**	
ソフトウェア	1,791	**株主資本**	**1,001,497**
その他	446	**資本金**	**308,772**
投資その他の資産	**2,098,602**	**資本剰余金**	**208,772**
関係会社長期貸付金	164,500	資本準備金	208,772
関係会社株式	0	**利益剰余金**	**484,430**
関係会社出資金	1,942,787	利益準備金	6,250
繰延税金資産	11,222	その他利益剰余金	478,180
貸倒引当金	△74,293	繰越利益剰余金	478,180
その他	54,385	**自己株式**	**△479**
		純資産合計	**1,001,497**
資産合計	**4,084,582**	**負債・純資産合計**	**4,084,582**

損　益　計　算　書

（自　2022年４月１日
至　2023年３月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		2,991,999
売上原価		2,603,657
売上総利益		**388,342**
販売費及び一般管理費		527,016
営業損失		**138,673**
営業外収益		
受取利息	2,494	
受取配当金	0	
為替差益	64,937	
補助金収入	15,623	
その他	2,968	86,024
営業外費用		
支払利息	8,059	
売掛債権譲渡損	750	
減価償却費	4,880	
その他	1,795	15,486
経常損失		**68,135**
特別損失		
関係会社株式評価損	118,836	
貸倒引当金繰入額	74,293	193,130
税引前当期純損失		**261,265**
法人税、住民税及び事業税	70,026	
法人税等調整額	△11,222	58,803
当期純損失		**320,068**

株主資本等変動計算書

（自　2022年４月１日
至　2023年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2022年４月１日残高	305,619	205,619	205,619	6,250	824,625	830,875
事業年度中の変動額						
新株の発行	3,153	3,153	3,153	－	－	－
剰余金の配当	－	－	－	－	△26,376	△26,376
当期純損失（△）	－	－	－	－	△320,068	△320,068
事業年度中の変動額合計	3,153	3,153	3,153	－	△346,444	△346,444
2023年３月31日残高	308,772	208,772	208,772	6,250	478,180	484,430

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
2022年４月１日残高	△479	1,341,635	1,341,635
事業年度中の変動額			
新株の発行	－	6,306	6,306
剰余金の配当	－	△26,376	△26,376
当期純損失（△）	－	△320,068	△320,068
事業年度中の変動額合計	－	△340,138	△340,138
2023年３月31日残高	△479	1,001,497	1,001,497

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 …… 移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・原材料・貯蔵品及び一部の製品 …… 主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

製品・仕掛品 …… 主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く） …… 定率法

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物	10～50年
機械及び装置	2 ～12年

② 無形固定資産（リース資産を除く） …… 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 …… 貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金 …… 従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 受注損失引当金 …… 受注契約に係る案件のうち、当事業年度末時点で将来の損失が見込まれ、かつ当該損失を合理的に見積もることが可能なものについて、将来の損失に備えるため、その損失見積額を計上しております。

④ 退職給付引当金 …… 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。

①一時点で充足される履行義務

当社では、主に縫製品の販売及び縫製自動機の製造及び販売を行っております。このような商品及び製品の販売については顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点で収益を認識しております。ただし、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転する期間が通常の期間である場合における国内の販売については、出荷時に収益を認識しております。

②有償受給取引に係る収益認識

顧客から原材料等を仕入れ、加工を行った上で当該顧客に販売する有償受給取引において、原材料等の仕入価格を除いた対価の純額で収益を認識しております。

③有償支給取引に係る収益認識

買い戻す義務を負っていない有償支給取引について、収益認識適用指針第104項及び第179項より、支給品の消滅を認識した上で支給品の譲渡に係る収益を認識せず、「有償支給取引に係る負債」として負債を認識しております。

④一定の期間にわたり充足される履行義務

顧客との契約により他に転用できない財又はサービスを提供する場合において、受注から検収までに長期間を要する場合には、財又はサービスの履行義務の充足に係る進捗度に応じて収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した製造原価が、予想される製造原価の合計に占める割合に基づいて行っております。契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができませんが、発生費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しております。ただし、収益認識適用指針第95項及び第98項に定める代替的な取扱いを適用し、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

株式交付費…支出時に全額費用として処理しております。

②外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

2．会計上の見積りに関する注記

一定期間にわたり計上する収益

①当事業年度の計算書類に計上した金額

履行義務の充足に係る進捗度に応じて認識する収益	590,502千円
（うち当期末時点において履行義務を完全に充足していない金額）	255,416千円）

②識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結計算書類「連結注記表　2．会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

連結計算書類「連結注記表　2．会計上の見積りに関する注記」に記載した内容と同一であります。

3．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	47,282千円
構築物	504千円
計	47,787千円

② 担保に係る債務

短期借入金	200,000千円
1年内返済予定長期借入金	17,412千円
長期借入金	9,160千円
計	226,572千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　223,939千円

(3) 保証債務

関係会社のリース会社に対する債務に対して、次のとおり債務保証を行っております。

Matsuya R&D（Vietnam）Co.,Ltd.	56,441千円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	175,564千円
短期金銭債務	12,398千円

4．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高	
売上高	1,957,590千円
仕入高	147,764千円
販売費及び一般管理費	225千円
営業取引以外の取引による取引高	2,325千円

5．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当期首株式数	当期増加株式数	当期減少株式数	当期末株式数
普通株式	178	－	－	178

6．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	25,543 千円
棚卸資産の評価減	92,190 千円
前受収益	15,747 千円
貸倒引当金	22,629 千円
関係会社株式	36,197 千円
その他	25,688 千円
繰延税金資産小計	217,998 千円
将来減算一時差異の合計に係る評価性引当金	△206,775 千円
評価性引当金の小計	△206,775 千円
繰延税金資産合計	11,222 千円
繰延税金資産の純額	11,222 千円

7．関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

（単位：千円）

種　類	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（※1）	科　目	期末残高（※1）
子会社	Matsuya R&D (Vietnam) Co.,Ltd.	所有 直接 100.00 %	当社材料の製造販売 当社製品の仕入 役員の兼任 金銭の貸付 リース債務に対する債務保証 子会社への出資	材料の販売（※1）	1,953,692	売掛金	174,994
				資金の回収（※2）	244,780	短期貸付金	－
				債務保証（※3）	56,441	－	－
				出資の引受（※4）	1,169,713	－	－
	タカハター株式会社	所有 直接 100.00 %	製造受託販売 役員の兼任 金銭の貸付	資金の貸付（※2）	134,500	関係会社長期貸付金（※5）	164,500

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1．取引条件及びその決定方針については、市場価格等を勘案し双方協議の上、決定しております。

2．資金の貸付については、利率は市場金利及び貸付先の財政状況を勘案して双方協議の上、決定しております。

3．子会社のリース取引に係るリース債務に対して債務保証を行っております。

4．子会社の新工場建設に伴う資金需要に対し、追加出資を行ったものであります。

5．タカハター株式会社に対する関係会社長期貸付金164,500千円について、当期に貸倒引当金74,293千円を計上し、同繰入額については特別損失に計上しております。

8．1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額　189円62銭

1株当たり当期純損失　60円65銭

9．収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結計算書類「連結注記表　6.収益認識に関する注記」に同一の内容を記載していますので、注記を省略しております。

10．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年５月19日

株式会社松屋アールアンドディ
取締役会　御中

三優監査法人
大　阪　事　務　所

指定社員 業務執行社員	公認会計士　鳥　居　陽
指定社員 業務執行社員	公認会計士　米　﨑　直　人

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社松屋アールアンドディの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社松屋アールアンドディ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年５月19日

株式会社松屋アールアンドディ
取締役会　御中

三優監査法人
大　阪　事　務　所

指定社員 業務執行社員	公認会計士　鳥　居　陽
指定社員 業務執行社員	公認会計士　米　﨑　直　人

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社松屋アールアンドディの2022年4月1日から2023年3月31日までの第41期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
　その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
　当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
　計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
　当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
　その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第41期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則 第131 条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果
⑴事業報告等の監査結果
①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
⑵計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
⑶連結計算書類の監査結果
会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年５月19日

株式会社松屋アールアンドディ　監査役会
常勤監査役（社外）　田　中　正　一　㊞
監　査　役（社外）　錦　見　光　弘　㊞
監　査　役（社外）　漆　間　圭　吾　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の配当の件

当社は財務体質の強化に加えて事業拡大のため、内部留保の充実等を図った上で、事業に応じて適正に利益還元することを経営の重要課題の一つとして位置づけております。当期の期末配当につきましては、一株当たり５円にしたいと存じます。

期末配当に関する事項

（１）配当財産の種類
金銭

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式１株につき金５円
総額 26,408,110円

（３）剰余金の配当の効力発生日
2023年６月30日

第２号議案　資本金の額の減少の件

当社は、今後の当社における持続的な成長と中長期的な企業価値向上を実現するための財務戦略の一環として、機動的かつ柔軟な資本政策の実現と、財務内容の健全性を維持することを目的として、資本金の額の減少を行いたく存じます。

具体的には、会社法第447条第1項に基づき、資本金の額を減少し、これらをその他資本剰余金に振替することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本議案は発行済株式総数を変更することなく、資本金の額のみを減少いたしますので、株主の皆様のご所有株式数に影響を与えるものではございません。

また、資本金の額の減少は貸借対照表の純資産の部における勘定科目の振替処理に関するものであり、当社の純資産額および発行済株式総数に変動がございませんので、1株当たり純資産額に変動が生じるものでもございません。

資本金の減少の内容

（１）減少する資本金の額
2023年３月31日現在の資本金の額308,772,800円のうち、298,772,800円を減少し、10,000,000円とし、減少する資本金の額の全額を、その他資本剰余金に振り替えたいと存じます。

（２）資本金の額の減少の額が効力発生日
2023年７月14日

第３号議案　取締役４名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役４名全員が任期満了となります。つきましては、取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）		所有する当社株式の数
1	後藤 秀隆（ごとう ひでたか） (1950年１月22日生)	1982年８月 2007年８月 2008年５月 2014年12月 2017年７月 2019年１月 2020年８月	松屋縫製機器販売株式会社（現当社）設立 代表取締役社長 瑪茨雅商貿（上海）有限公司董事長（現任） Matsuya R&D（Vietnam）Co.,Ltd.会長（現任） Matsuya R&D（Myanmar）Co.,Ltd. 代表取締役(現任) タカハター株式会社代表取締役社長（2018年３月退任） タカハター株式会社代表取締役社長（現任） 当社　代表取締役社長ＣＥＯ（現任）	470,000株
	＜取締役候補者とした理由＞ 後藤秀隆氏は、当社の創業者であり、当社グループの事業に精通しております。同氏は当社創業以来、代表取締役社長として経営方針や事業戦略の立案、決定及びその遂行において重要な役割を果たしており、その経験と見識により、今後も企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役とすることが適任であると判断し、選任をお願いするものであります。			
2	中野 雅史（なかの まさし） (1952年２月10日生)	1974年４月 2013年５月 2015年６月 2017年６月 2019年６月 2020年６月 2020年８月	立石電機株式会社（現オムロン株式会社）入社 当社入社、欧米事業担当部長 当社監査役 当社取締役 当社取締役副社長 当社代表取締役副社長 当社代表取締役副社長ＣＯＯ（現任）	1,600株
	＜取締役候補者とした理由＞ 中野雅史氏は、主に営業面において海外の大手企業への販売に貢献したほか、代表取締役副社長として、代表取締役社長と共に経営方針や事業戦略の立案、決定及びその遂行を支援するなど重要な役割を果たしており、その経験と見識により、今後も企業価値向上への貢献が期待できることから、引き続き取締役とすることが適任であると判断し、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）		所有する当社株式の数
3	松川 浩一（まつかわ こういち） （1982年12月14日生）	2006年12月 2011年10月 2018年１月 2018年７月 2018年11月 2018年12月 2020年８月	新日本監査法人（現EY新日本有限責任監査法人）入所 公認会計士登録 当社入社 当社経理部長 当社経理部長兼財務課長 当社取締役経理部長兼財務課長 当社常務取締役ＣＦＯ兼経営管理部長(現任) タカハター株式会社取締役（現任）	1,600株
	＜取締役候補者とした理由＞ 松川浩一氏は、公認会計士として企業会計における豊富な経験と専門的知識を有しており、2020年４月の東京証券取引所マザーズ上場においても中心的役割を果たした実績を有しております。財務会計部門及び経営管理部門において、その経験と知識は今後も当社にとって不可欠であることから、引き続き取締役とすることが適任と判断し、選任をお願いするものであります。			
4	佐々木 豊（ささき ゆたか） （1956年９月29日生）	1980年４月 2003年４月 2009年４月 2014年５月 2016年２月 2016年４月 2018年12月 2020年５月	中外貿易株式会社（現CBC株式会社）入社 同社取締役 同社常務取締役 株式会社ビザライト設立　代表取締役(現任) 株式会社トラース・オン・プロダクト社外取締役（監査等委員）（現任） 株式会社ビザライトワークス設立　代表取締役(現任) 当社社外取締役（現任） 株式会社ブーリアン社外取締役（現任）	300株
	＜社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要＞ 佐々木豊氏は、複数の企業の代表取締役や社外取締役を務めており、企業経営に関する豊富な経験や知見を有していることから社外取締役候補者としております。同氏にはこれまでの実績を踏まえ、経営戦略への関与や幅広い経営的視点からの助言を期待しております。 なお、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって４年６カ月となります。			

（注）１．各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
２．佐々木豊氏は、社外取締役候補者であります。
３．当社は、取締役候補者佐々木豊氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
４．当社は、会社法第427条第１項に基づき、取締役（業務執行取締役であるものを除く。）との間において同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約の概要は、事業報告書15ページに記載のとおりです。
５．当社は、保険会社との間で当社取締役全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社取締役に再任された場合には、当該保険契約の被保険者になります。なお、当該契約の内容の概況は、事業報告15ページに記載のとおりです。
６．取締役候補者が所有する当社の株式数は2023年５月31日現在のものであります。

第４号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）		所有する当社株式の数
1	錦見 光弘（にしきみ みつひろ） （1963年５月13日生）	1988年４月 1991年３月 2008年６月 2015年６月 2017年６月 2019年９月	英和監査法人（現有限責任 あずさ監査法人）入所 公認会計登録　錦見光弘公認会計士事務所開設　代表（現任） 株式会社セントウルコンセプト設立　代表取締役（現任） イートアンド株式会社（現　株式会社イートアンドホールディングス）社外監査役 同社社外取締役（監査等委員）（現任） 当社社外監査役(現任) Matsuya R&D（Vietnam）Co.,Ltd.　監査役（現任）	－株
	＜社外監査役候補者とした理由＞ 錦見見光弘氏は、公認会計士・税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の意思決定に対する有意な牽制が可能であると判断し、引き続き社外監査役とすることが適任であると判断しました。なお、社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって６年となります。			
2	漆間 圭吾（うるしま けいご） （1987年９月８日生）	2012年12月 2018年12月	弁護士登録 九頭竜法律事務所　入所（現任） 当社社外監査役（現任）	－株
	＜社外監査役候補者とした理由＞ 漆間圭吾氏は、弁護士として法律に関する相当程度の知見を有しており、当社の意思決定に対する有意な牽制が可能であると判断し、引き続き社外監査役とすることが適任であると判断しました。なお、社外監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって４年６カ月となります。			
3	林 則栄（はやし のりえ） （1957年５月22日生）	1976年４月 2018年８月 2021年７月	株式会社北陸銀行入行 株式会社ホクタテ入社 社会福祉法人勝山福祉会　監事（現任）	600株
	＜社外監査役候補者とした理由＞ 林則栄氏は、株式会社北陸銀行出身であり、これまで金融業界で培ってきた専門的知識、経験等を活かして当社の経営管理体制のより一層の充実に寄与することが期待され、社外監査役とすることが適任であると判断しました。			

（注）１．各監査役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

２．錦見光弘氏、漆間圭吾氏及び林則栄氏の３名は社外監査役候補者であります。

３．当社は、監査役候補者の錦見光弘氏、漆間圭吾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。林則栄氏についても、独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

４．当社は、錦見光弘氏、漆間圭吾氏との間に会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。また、林則栄氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。当該契約の概要は、事業報告書15ページに記載のとおりです。

５．当社は、保険会社との間で当社監査役全員を被保険者とする会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、各候補者が当社監査役に選任された場合には、当該保険契約の被保険者になります。なお、当該契約の内容の概況は、事業報告15ページに記載のとおりです。

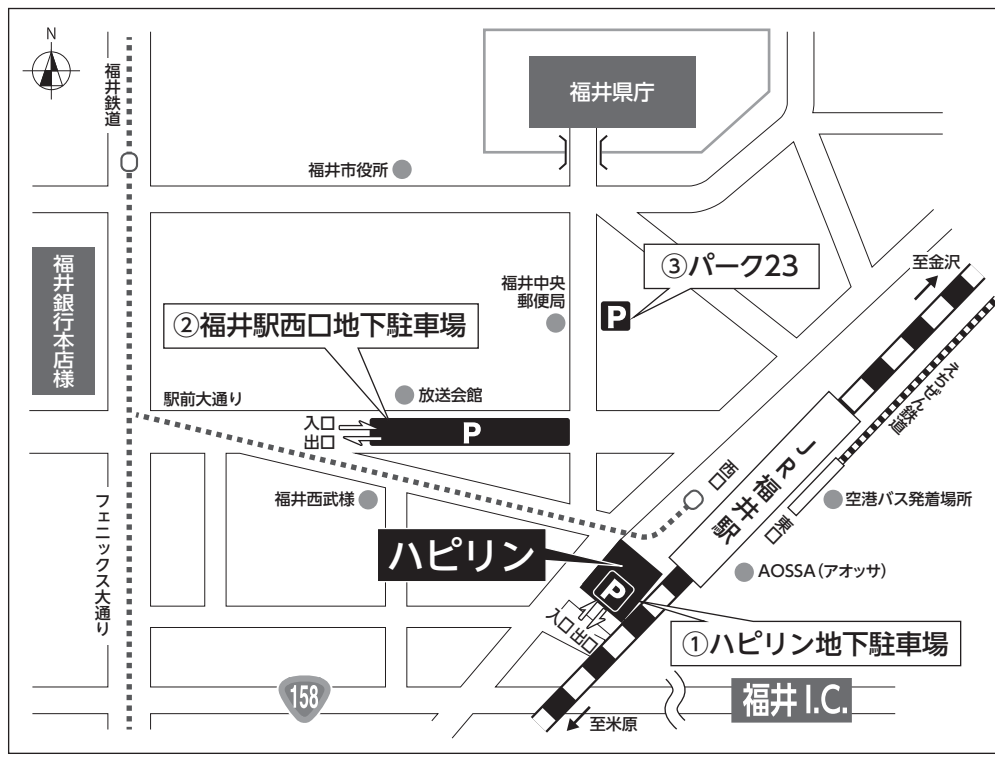
以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

ハピリン　3階ハピリンホール

福井市中央1丁目2番1号　電話（0776）20－2901



【交通のご案内】
JR福井駅（西口）より徒歩で 約1分

【最寄駐車場のご案内】
① ハピリン地下駐車場B1F：入口はハピリン南側です。
② 福井県西口地下駐車場：入口は放送会館前です。
③ パーク23：入口は福井中央郵便局前です。